日本ビズアップ株式会社

〇

〇

〇

〇

ｖ

節税や円滑な遺産分割に役立つ

生命保険を活用した

相続対策



生命保険のメリットと税務上の取扱い

相続対策における生命保険の活用例

相続対策に有効な保険の見直し例

Contents

　1│生命保険のメリットと税務上の取扱い

**1** 生命保険活用のメリット １

**2** 生命保険の税務上の取扱い ２

**3** 生命保険活用のポイント ３

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

　2│相続対策における生命保険の活用例

**1** 代償分割における生命保険の活用① ４

**2** 代償分割における生命保険の活用② ５

**3** 相続税の納税資金確保策としての活用 ６

**4** 生命保険契約に関する権利の評価を活用する ７

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

　3│相続対策に有効な保険の見直し例

**1** 生命保険見直しの具体例 ８

生命保険のメリットと税務上の取扱い

**1**

平成27年より実施される相続大増税。これにより、相続税が“富裕層の税”から“中流層の税”に変貌を遂げるとも言われており、いま、社会全体が相続に対してとても敏感になっています。とりわけ、相続を取り巻くビジネスは活況を呈しており、必ずしも有利とは言えない「相続対策らしきもの」が金融機関や不動産会社等から提案されることも珍しくありません。そのため、資産家の方々は、その対策が本当に有効なのか、きちんと検証することを忘れてはなりません。このレポートでは、数ある相続対策の中でも使い勝手が良いといわれる「生命保険」の活用手法について紹介します。

生命保険活用のメリット

**1**

（１）生命保険金の「非課税枠」

相続人が受け取る生命保険金には、相続税計算上の「非課税枠」が設けられています。したがって、単に現金や預貯金として相続させるよりも、保険契約を締結して保険料を支払い、「死亡保険金」として相続させる方が税務上は有利といえるでしょう。

■生命保険金の非課税枠

非課税枠　＝　500万円　×　法定相続人の数

例えば、生命保険金の額が４千万円、法定相続人が４人の場合、非課税枠は２千万円なので、残り２千万円のみが相続税の課税対象になり、相続税が圧縮されます。

（２）死亡保険金が現金で支払われる

　死亡保険金が必ず現金で支払われる点も大きなメリットです。

相続税対策として賃貸不動産を購入する手法があります。この手法は確かに相続税額を圧縮できますが、その不動産にかかる相続税の納税資金が別に必要です。また、相続後は相続人が賃料収入を得ることができますが、空室が多ければ納税資金としてあてにすることはできません。

この点、死亡保険金は、保障金額に相当する保険金が現金で確実に支払われます。したがって、納税資金確保対策として極めて安定しているのです。

（３）円滑な遺産分割のために活用できる

　契約者を父、被保険者を父、保険金受取人を長男とする生命保険契約の場合、長男が受け取った死亡保険金は、民法上、長男の固有の財産とされます。つまり、遺産分割協議の対象にはならず、法定相続割合に関係なく長男へ引き継ぐことができるのです。

生命保険の税務上の取扱い

**2**

（１）生命保険の契約パターンと課税

　相続対策として保険の活用を考えるときに重要なのが、保険契約者、被保険者および保険金受取人を誰にするかという問題です。この組み合わせにより、将来の税金が大きく変化します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 保険料負担者 | 被保険者 | 保険金受取人 | 保険金の種類 | 税金の取扱い |
| ① | 父 | 父 | 子 | 死亡保険金 | 相続税 |
| ② | 子 | 父 | 子 | 死亡保険金 | 所得税 |
| ③ | 父 | 母 | 子 | 死亡保険金 | 贈与税 |

①〜③は、いずれも被保険者が死亡し、死亡保険金が支払われるケースです。

　まず①ですが、保険料負担者＝被保険者で受取人が子の場合、死亡保険金は相続財産となり相続税が課税されます。次に②の保険料負担者＝受取人であるケースでは、死亡保険金は単に子の所得となり所得税が課税されます。③については、保険料負担者≠受取人なので、父から子へ死亡保険金相当額の贈与があったものとして子に贈与税が課税されます。

（２）保険契約者≠保険料負担者

　保険料負担者、被保険者、保険金受取人の組み合わせで課税関係が変化するのは前述した通りですが、ここで注意したいのが、保険契約者と保険料負担者は必ずしも同じではないということです。

　例えば、保険契約者＝保険料負担者＝妻、被保険者＝夫、保険金受取人＝妻という場合、妻が受け取った死亡保険金は所得税の課税を受けます。

　ところが、保険契約者＝妻だが保険料が夫の口座から引き落とされている場合、死亡保険金は夫の相続財産とみなされてしまいます（＝相続税が課税）。このようなケースは実際に多く存在しているようですが、課税関係はあくまで“保険料負担者”をベースに判断されることに気をつけなければなりません。

【保険料負担者による税務上の取扱いの変化】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険契約者 | 保険料負担者 | 被保険者 | 保険金受取人 | 課税関係 |
| 妻 | 妻 | 夫 | 妻 | 所得税 |
| 妻 | 夫 | 夫 | 妻 | 相続税 |

生命保険活用のポイント

**3**

**①**保険金受取人を配偶者にすることは避ける

　夫が亡くなったとき、妻は１億６千万円までの財産であればもらっても相続税が課税されません。そのため、目先の税金を安くしようと妻に多くの財産を相続させるケースは珍しくないでしょう。ところが、その妻が亡くなったときには、夫が亡くなったときのような税の軽減はありません。したがって、子どもには多額の相続税が課税される可能性が高くなります。

　相続対策を考える時は、夫の相続だけでなく、その次に起こる妻の相続についてもよく検討しなければなりません。そしてこれは、生命保険の活用についても全く同じことがいえます。妻に死亡保険金を渡して妻の財産を増やしてしまうよりは、子に死亡保険金を渡して妻の財産を減らした方が、将来の妻の相続時に子の税負担が少なくて済むのです。

**②**どのような保険を使うか

　個人の相続対策として利用される生命保険は、生涯に渡って保障が受けられる終身保険が一般的です。相続発生前に満期が来てしまっては意味がありません。

相続対策における生命保険の活用例

**2**

代償分割における生命保険の活用①

**1**

（１）基本的な考え方

　「子どもが３人いて、相続財産は自宅の土地や建物、株式だけ」というケースは珍しくありませんが、これらの財産は分割が非常に難しい財産ですから、遺産分割は困難を極めます。通常、このようなケースでは、①土地等を売却して分割する換価分割、②１人の相続人がその土地等を相続し、他の相続人に代償金を支払う代償分割——のいずれかの方法を選択することが多いようです。

しかし、①換価分割の場合、土地等を売却したことで譲渡益が発生すると、相続税に加えて所得税が課せられてしまい税負担が重くなります。したがって、税負担に着目すれば、②代償分割を選択することが有利です。ただ、代償分割を行うに当たっては、土地等を相続した相続人が、他の相続人へ代償金を支払うだけの現金を持ち合わせている必要があり、それがなければ実行できません。

（２）代償分割における保険活用例

　財産の大半が株式で、相続人が子ども２人のケースを考えてみましょう。　前提として、株式は長男に相続させたいが、長男には代償金を支払う資金がありません。そこで、契約者を父、被保険者を父、保険金受取人を長男とする生命保険契約を締結します。



【課税関係】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険料負担者（＝契約者） | 被保険者 | 保険金受取人 | 保険金の種類 | 税金の取扱い |
| 父 | 父 | 子（長男） | 死亡保険金 | 相続税 |

　この生命保険の場合、長男が受け取った死亡保険金は、民法上、長男の固有の財産です。つまり、遺産分割協議の対象にはならず、法定相続割合に関係なく長男へ引き継ぐことができるのです。この保険金を代償金に充てることにより、次男の不満を押さえつつ、株式を分割することなく相続できます。

代償分割における生命保険の活用②

**2**

（１）基本的な考え方

前項のように契約者を父、被保険者を父、保険金受取人を長男とする生命保険契約は代償金の確保に極めて効果的ですが、１つだけ問題があります。

相続税の申告書には、死亡保険金の金額を必ず記載しなければなりません。そのため、長男が保険金を受け取ったことが他の相続人に知れ渡り、遺産分割協議の障害になることも考えられるのです。

そこで検討したいのが、契約者を長男、被保険者を父、保険金受取人を長男とする保険契約です。この契約では、長男が保険料を負担しなければなりませんが、死亡保険金は長男の所得となり、そもそも相続財産ではないので申告書に記載する必要はありません。

【課税関係】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 保険料負担者（＝契約者） | 被保険者 | 保険金受取人 | 保険金の種類 | 税金の取扱い |
| 子（長男） | 父 | 子（長男） | 死亡保険金 | 所得税（一時所得） |

　このケースでは、長男が受け取る死亡保険金は「一時所得」となり、相続財産として死亡保険金を受け取った場合に比べて税負担が小さくなるメリットがあります。

【一時所得として生命保険金を受けた場合の課税所得】

（生命保険金額 - 支払い保険料 - 50万円）× 1/2

　相続税の最高税率は現行50％（平成27年より55％）です。したがって、１億円の死亡保険金を受け取ると、基礎控除等を抜きにして考えれば、およそ半分は相続税に消えてしまいます。ところが、上記算式を見ると分かるとおり、一時所得として生命保険金を受け取ることで、①支払保険料を必要経費として所得から控除できる、②所得の計算過程で1/2を乗じることができる——などといった有利な点があります。所得税の最高税率は現行50％ですから、所得税は最高でも生命保険金の25％しか課税されません。

（２）子が負担する保険料は父からの贈与でまかなう

　長男に保険料を支払うだけの収入や財産がない場合はどうすべきでしょうか。答えは単純で、保険料に見合うだけの現金を父親が贈与してあげればよいのです。こうすることにより、長男に金銭的な負担は生じず、さらに父の財産を減らすこともできるので相続税対策にもなります。

相続税の納税資金確保策としての活用

**3**

　相続税の納税資金確保のために生命保険を活用する手法で、①「契約者を父、被保険者を父、保険金受取人を子」とするパターン、②「契約者を子、被保険者を父、保険金受取人を子」とするパターンがあります。

【課税関係】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 保険料負担者（＝契約者） | 被保険者 | 保険金受取人 | 保険金の種類 | 税金の取扱い |
| ① | 父 | 父 | 子 | 死亡保険金 | 相続税 |
| ② | 子 | 父 | 子 | 死亡保険金 | 所得税（一時所得） |

　利用する保険商品は「終身保険」「変額終身保険」で、契約者が父ならば死亡保険金には相続税が、契約者が子ならば死亡保険金には所得税が課税されます。

　なお、この保険を活用するに当たっては、将来における相続税の納税資金の不足額をシミュレーションし、その上で保険金の額を決定することが必要ですが、少なくとも「法定相続人数×５００万円」の非課税枠以上に設定すべきでしょう。

生命保険契約に関する権利の評価を活用する

**4**

　契約者を父、被保険者を子、保険料負担者を父とした低解約返戻金型の終身保険契約（保険料は短期払い）を締結します。

【契約内容】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保険料負担者（＝契約者） | 被保険者 | 保険金受取人 |
| 父 | 子 | 父 |

父に相続が発生した時点では保険事故（＝子の死亡）が発生していないので保険金の支払いはありませんが、保険の契約者が父から子へと変更されます。

　なお、相続開始時点で保険事故が発生していない「生命保険契約に関する権利」の価額は、相続時にその契約を解約した場合の「解約返戻金の額」となります。したがって、相続後に新たに契約者となった子供は、解約返戻金相当額を父から相続したものとみなされます。

　低解約返戻金型終身保険の場合、保険料の払い込み期間中は、支払った保険料の合計額よりも解約返戻金の額が低いという特徴があるため、払い込み終了前に相続が発生すると、現預金で相続した場合に比べて相続財産が減少したことになります。

また、保険自体を実際に解約するわけではないので、相続発生後には、子供が残りの保険料を支払うことで子供とその家族は一生涯の保証を受けることが可能ですし、そのままの状態でいればいずれ保険金が支払われ元本を上回ります。さらには、その低払い戻し期間が終了（概ね30年後以降）した後であれば、解約返戻金自体も返戻率が100％を超えるので安心です。

相続対策に有効な保険の見直し

**3**

生命保険見直しの具体例

**1**

　企業経営者であれば、万が一に備えて既に生命保険に加入しているケースが多いでしょう。しかし、その契約内容が相続対策として必ずしも有効な内容になっていない場合には、契約内容の見直すことも検討します。

　保険契約においては、被保険者こそ変更することはできませんが、保険契約者、保険金受取人の変更は可能です。したがって、契約内容を見直してみることも相続対策として極めて有効です。

【保険の見直し例】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 保険料負担者（＝契約者） | 被保険者 | 保険金受取人 | 保険金の種類 | 見直しプラン |
| ① | 父 | 父 | 孫 | 死亡保険金 | 受取人を子に変更 |
| ② | 父 | 父 | 母 | 死亡保険金 | 受取人を子に変更 |
| ③ | 母 | 父 | 子 | 死亡保険金 | 受取人を母に変更 |
| ④ | 父 | 父 | 子 | 死亡保険金 | 保険料負担者を子に変更 |
| ⑤ | 父 | 父 | 子 | 満期保険金 | 受取人を父に変更 |

1. 契約者＝父、被保険者＝父、保険金受取人＝孫である契約の見直し

孫を保険金受取人とするケースは珍しくありませんが、相続税対策として考えると不利な契約内容だと考えられます。なぜなら、孫は相続財産の法定相続人に数えられず、生命保険金の非課税枠を有効に活用できないからです。したがって、保険金受取人を子に変更してしまえば、非課税枠が500万円増加し相続税が圧縮できます。

1. 契約者＝父、被保険者＝父、保険金受取人＝母である契約の見直し

このケースでは、母の財産が増加するため、母の相続発生時に子の税負担が重くなることが想定されます。そこで保険金受取人を子に変更すれば、母の相続まで見越した上手な保険活用プランが完成します。加えて、子の納税資金対策にもなります。

1. 契約者＝母、被保険者＝父、保険金受取人＝子である契約の見直し

このケースでは、父が死亡すると保険金が子に支払われますが、保険料負担者は母ですから、「母から子へ保険金相当額の贈与」があったとして、子に贈与税が課税されます。贈与税には110万円の基礎控除があるものの、相続税の基礎控除と比べて控除額が圧倒的に小さく、税負担は重くなりがちです。したがって、保険金受取金を母に変更した方が有利といえます。

1. 契約者＝父、被保険者＝父、保険金受取人＝子である契約の見直し

このケースでは、莫大な保険金が父の相続財産となってしまいます。前章で解説したとおり、相続税よりも一時所得として課税を受けた方が一般的には有利なので、契約者＝保険料負担者を子に変更します。

1. 契約者＝父、被保険者＝父、保険金受取人＝子である契約の見直し

終身保険以外の保険契約で、相続発生以前に契約が満期を迎え、満期保険金が支払われそうな時には保険金受取人を父に変更します。子の契約内容で子が満期保険金を受け取ってしまうと、父から子へ満期保険金相当額の贈与があったものとして、贈与税が課税されてしまいます。

節税や円滑な遺産分割に役立つ

生命保険を活用した相続対策

【著　者】株式会社　ビズアップ総研

【発　行】株式会社　ビズアップ総研

〒105-7110　東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンタービル10階

TEL：03-3569-0968　FAX：03-6215-9218

e-mail：info@bmc-net.jp

http://www.bmc-net.jp/index.shtml